

臨時報告第10号様式

矯正局長

殿

東京矯正管区長

府発第 5334 号

平成22年10月12日

府中刑務所長

自殺事故報告

事故の概況  
 平成22年9月25日午後3時53分ころ、[REDACTED] (単独室) において、事故者は、[REDACTED] い首したものの。  
 なお、事故発見直後、居室を開扉した際、事故者は心肺停止状態であったが、心臓マッサージ、人工呼吸、自動体外式除細動器などの救急処置を繰り返したことにより、心臓の拍動が確認され、同日午後4時45分、救急車により病院へ緊急搬送されて入院し、同月28日に退院したが、同年10月1日午後1時42分、当所医師により[REDACTED]による死亡が確認された。

事故の状況	1 発 生 年 月 日	1 平成22年9月25日 (土)
	2 発 生 時 刻	2 午後3時53分
	3 場 所	3 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> (単独室)
	4 方 法	4 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> い首したものの。
	5 経 緯	5 平成22年9月25日午後3時53分ころ、事故者がい首しているのを発見した <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> が、居室担当職員に呼び掛け、これを受けた居室担当職員が事故者の居室に駆け付けたところ、事故者が上記4の状況であったため、直ちに非常ベル通報した。 非常ベル通報により、監督当直者ほか数名の職員が駆け付け、同居室を開扉の上、 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> が、事故者が心肺停止状態であったため、直ちに心臓マッサージ及び人工呼吸を開始するとともに、自動体外式除細動器による心肺蘇生措置を実施するも、自発呼吸及び心臓の拍動は認められなかった。 同4時10分ころ、医務部診察室へ搬送し、救急

		<p>処置を継続していたところ、微弱ながら心臓の拍動が確認され、[REDACTED]にまで回復した。</p> <p>しかし[REDACTED]ため、同時15分、救急車の出動を要請し、同時20分救急車が到着、救急救命隊員により救急処置を講じられながら、同時40分、救急車により[REDACTED]へ出発し、同時刻、宅直医医務部長奥村雄介により病名を「い首自殺企図による[REDACTED]」として[REDACTED]され、同時45分、[REDACTED]に到着した。</p> <p>[REDACTED]搬送後、同5時15分に入院が決定し、その後も医療措置を講じていたが、当所でも医療処置は可能であるとして、同月28日、[REDACTED]を退院、当所[REDACTED]に收容し、点滴等の医療措置を継続していたが、[REDACTED]し、経過を観察していたが、同年10月1日、午後1時42分、当所医務部医師[REDACTED]により、「[REDACTED]」による死亡が確認された。</p>
事故者	<p>6 使用器具</p> <p>7 逮捕制圧等の状況</p> <p>8 事故による犯罪</p> <p>9 その他</p>	<p>6 [REDACTED]</p> <p>7 該当事項なし</p> <p>8 該当事項なし。</p> <p>9 事故者の最終生存確認時刻は平成22年9月25日午後3時45分ころであり、居室担当職員が、事故者が[REDACTED]ところを現認している。</p>
	<p>1 事故者の種別</p> <p>2 身分</p> <p>3 氏名</p> <p>4 生年月日</p> <p>5 罪名又は事件名</p> <p>6 刑名・刑期</p> <p>7 刑の起算日</p>	<p>1 自殺者</p> <p>2 [REDACTED]受刑者</p> <p>3 [REDACTED]</p> <p>4 [REDACTED]</p> <p>5 [REDACTED]</p> <p>6 [REDACTED]</p> <p>7 [REDACTED]</p>

	8 刑 の 終 了 日	8	[REDACTED]
	9 犯 数	9	
	10 制限区分及び優遇区分	10	
	11 所内における行状	11	
	12 本 籍	12	
	13 住 所	13	
	14 特殊被収容者報告の有無	14	
	15 そ の 他	15	
職 員 の 状 況	1 配置及び勤務状況	1 発見当時、事故のあった [REDACTED] には職員が配置されており、15分に1回、巡回視察を行っていた。	
	2 監督方法	2 監督当直者、副監督当直者、保安監督者が適宜巡回を行っていた。	
	3 職責処理の状況	3 勤務職員は巡回視察を密に行っていることから、結果として既遂とはなったものの問責は予定していない。	
事 態 収 拾 の 措 置	1 職員の非常招集	1 病院への緊急搬送、その後、事故者が [REDACTED] に入院したことにより、職員 [REDACTED] を非常招集したほか、総務部長、処遇首席、庶務課長、調査官ら11名が事態の把握、[REDACTED] に係る親族への通知等のため不時登庁した。	
	2 非常配置箇所数、時間及び人員	2 非常招集した [REDACTED] の職員については緊急搬送された病院での戒護勤務に引き続き、翌朝までの病院	

	<p>3 管区機動警備隊出動の有無，出動した場合にはその活動状況</p> <p>4 警察署への依頼</p>	<p>移送勤務となった。</p> <p>3 該当事項なし</p> <p>4 府中警察署から警察官が来所したため，事情説明を行った。</p>
事故の原因・動機	<p>1 事故者の動機</p> <p>2 施設側の欠陥</p>	<p>1 [REDACTED]</p> <p>2 [REDACTED] ところ，事故者の動静について特に注意して視察する必要があった。</p>
事故者に対する措置	<p>1 懲 罰</p> <p>2 事件送致</p>	<p>1 事犯後死亡したため，本件事犯について調査には付しておらず，[REDACTED]。</p> <p>2 該当事項なし。</p>
改善事項	<p>1 改善した事項</p> <p>2 改善すべき事項</p>	<p>1 自殺企回事犯をじゃっ起した者等の情報については，処遇部ミーティング等の機会を用いて共有を図り，その旨を確実に勤務者に引き継ぐこととしているが，同種事故発生防止のため，より積極的に面接等を実施し，心情の把握及び心情安定を図ると同時に，時期を逸することなく，第二種居室への収容，物品の制限などの措置をとることとした。</p> <p>2 該当事項なし</p>
その他	<p>1 司法検視等の実施について</p>	<p>1 死亡後，検察庁へ通報したところ，司法検視を実施する旨の指示があり，[REDACTED] 午後6時44分から同時53分間まで現場検証を実施した上で，[REDACTED] 司</p>

参考事項	2 遺族の反応	法検視を実施，その上で [redacted] 旨の決定がなされた。これを受け， [redacted] 2 [redacted]
------	---------	--